

市民税・県民税、所得税申告相談

～2月9日(火)から3月15日(月)まで市内13会場で実施します～

市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に対する税額を適正に算出するための課税資料として、申告書の提出をしていただくものです。また、所得税の確定申告は、自分で1年間の所得金額を計算し、申告書を提出して納税を行ったり、還付を受けたりするものです。

平成22年度 市民税・県民税申告相談開催日程

(受付時間：午前9時30分～午後4時)

期日	会場	地区
2月9日(火)	太井公民館	西新町、深水町、壱里山、清水町、門井団地、押上町
10日(水)		門井、門井二丁目、第三門井、棚田町、棚田三丁目、三井砂原、三持田西部、持田西
12日(金)	北河原公民館	上、久保、里前、天袋、立野、新田、酒巻(上・下)
15日(月)	南河原公民館	一区、二区、在家、犬塚、中江袋
16日(火)		三区(南・北)、馬見塚
17日(水)	須加公民館	須加1区～4区(下中条)、須加5区～12区
18日(木)	太田公民館	小針、真名板、真名板東、青葉、藤間
19日(金)		関根、若小玉(勝呂・南・中央・六本木)、藤原町(東・西・南・中央)、下須戸
22日(月)	持田公民館	菅谷、一持田(南・北)、二持田(第一・第二・蔵場)、持田砂原、持田長町
23日(火)		三持田(東・大宮口)、菊野台、持田五丁目、持田団地、駒形、西駒形、前谷
24日(水)	星宮公民館	上池守、下池守、皿尾、中里、小敷田
25日(木)	中央公民館 (「みらい」内)	一・二旭、向町、大町、一佐間、二佐間、緑町、佐間神明、佐間三間
26日(金)		下忍、南駒形、堤根、樋上、下忍団地
28日(日)		全地区 (各地区会場で都合のつかなかった方)
3月1日(月)	星河公民館	東台、柳坪、二谷郷新田、飯倉、栄町、春日、二谷郷東(第一・第二)、東栄、三谷郷
2日(火)		一斉条、二斎条、斎条団地、一和田、二和田、一谷郷、小橋団地
3日(水)	埼玉公民館	上埼玉、下埼玉、片原(第一・第二・第三)、百塚、富士山(東・西)、利田
4日(木)		渡柳(上・下)、杉原、野(宿・中・谷端・原・上手)
5日(金)	荒木公民館	荒木1区～6区、7・8区(小見)、9区(白川戸)、荒木上宿、荒木団地
8日(月)	長野公民館	一桜、二桜、三桜(南・北)、長野住宅、桜ヶ丘、富士見(東・西・北・中央)
9日(火)		田幡、林、橋場、中斉、堀の内、満願、白山、大下、新田、つるまき
10日(水)	商工センター	一・二天満、大手町、元町、一・二・三内行田、六ツ門、矢場一丁目、一・二本町、新町、八幡町、下町、宮本、中央、エクセル行田中央
11日(木)		北谷(東・南・北・蓮華寺)、二北谷、帯廓、本丸、矢場、上荒井、城西、城南、田町、成田
12日(金)		全地区 (各地区会場で都合のつかなかった方)
15日(月)		

- ・市役所税務課窓口での申告相談は受け付けていません。
- ・各地区会場で都合のつかない方は、他の会場でも受け付けてきます。
- ・申告内容によっては、税務署に相談していただく場合があります。

市民税・県民税の申告をする方へ

主な改正点

- ①住宅ローン税額控除の創設
 - ②寄附金税額控除の対象の拡大
 - ③農業用資産の耐用年数の改正
- ※詳細については8ページをご覧ください。

市民税・県民税の申告が必要な方

1月1日現在、本市にお住まいの方で、

- ①所得税の確定申告をする方
- ②給与と所得者で勤務先から市に給与と支払報告書が提出され、その給与と所得以外に所得のない方
- ③合計所得金額が28万円以下の方

※所得のない方や③に該当する方で、

- ・青色申告
- ・繰越損失の申告
- ・株式などの譲渡に関する申告

所得があった方は、原則申告が必要です。ただし、次の方は申告不要です。

税務関係証明書が必要となる場合や、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減を受ける場合には、申告をしていただく必要があります。

◎次のような所得税の確定申告の内容によつては、市の申告相談で受け付けできないことがあります。その場合は行田税務署で確定申告をしてください。